

- 2) 総会は会長が招集し、事業報告・決算・事業計画・予算・会則の変更・会長の選出等、重要な事項を審議する。
- 3) 総会は正会員の二分の一以上の出席（委任状を含む）により成立する。
- 4) 総会の議長は会長が指名する。

(役員会)

第十二条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

- 2) 役員会は必要に応じ、会長が招集する。
- 3) 役員会は役員の過半の出席によって、成立する。
- 4) 役員会は次の事項を議決する。
 - イ 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - ロ 総会に付議する次項。
 - ハ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- 5) 監事は役員会に出席し、意見をのべることができる。

(執行役員会)

第十三条 執行役員会は会長、副会長、会計(執行役員という)をもって構成し役員会の決定に従い会務の執行にあたる。

- 2) 執行役員会は必要に応じ会長が招集する。
- 3) 執行役員会は執行役員の過半の出席をもって成立する。
- 4) 理事、監事は執行役員会に出席し、意見を述べることができる。

(特別委員会)

第十四条 本会の目的を達成するために必要があると認められた場合は、総会の承認を経て、調査、審議、審査、または調整等を行うために特別委員会を置くことができる。

(班長会)

第十五条 本会の運営を円滑にするため、班長会をおく。班長会においては、執行役員は会務を報告し、班長は本会の運営について意見を述べることができる。